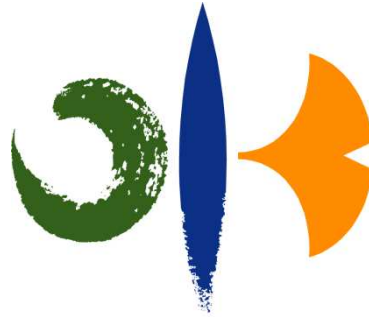


令和6年度

償却資産(固定資産税) 申告の手引き

遠賀郡水巻町



水と緑の夢絵巻
みずまき

申告は令和6年1月31日(水)までをお願いします。

この申告の手引きは水巻町内で事業を営んでいる方に送付しています。償却資産とは土地や家屋以外の事業のために利用することができる資産で、固定資産税の対象となります。

つきましては、手引きをよく読んでいただき申告書を作成してください。

目 次

I	償却資産の申告について	1
II	償却資産とは	3
III	償却資産の評価額の計算方法から納税まで	8
IV	申告書類の作成方法	10

I 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

水巻町内で事業（会社・不動産・農業経営など）を営んでいる方で、土地や家屋以外の事業のために利用することができる資産（償却資産）を所有している方です。

資産の多少にかかわらず（償却資産を所有していない方も含む）、毎年1月1日（賦課期日）現在の所有状況を申告します。申告書は必ず提出してください。

2. 提出書類

(1) 初めて申告する方

申告の内容により○印のついている書類を提出してください。

申告の内容	申告書 (緑色)	種類別明細書		注意事項
		増加資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
申告する 資産がある場合	○	○	×	令和6年1月1日現在所有している資産の 全部を記入してください。
申告する 資産がない場合	○	×	×	申告書「18備考」欄の「3. 該当資産なし」 に○印を付けてください。

記載方法がわからないなどの場合は、税務署に提出した最新の減価償却資産の明細書、少額減価償却資産の明細書等の写しを添付してください。

(2) 前年度までに申告した方

令和6年1月1日現在に所有している資産と、令和5年1月1日現在に所有していた資産を照合し、資産の増減を確認して、申告の内容別に○印のついている書類を提出してください。なお、申告もれなどの資産があれば、あわせて申告してください。

申告の内容	申告書 (緑色)	種類別明細書		注意事項
		増加資産用 (緑色)	減少資産用 (赤色)	
資産の内容が同じ または資産なし	○	×	×	申告書「18備考」欄の「2. 資産増減なし」 または「3. 該当資産なし」に○印を付けて ください。
増加資産のみ	○	○	×	申告書「18備考」欄の「1. 資産増減あり」 に○印を付け、種類別明細書は増加資産の み記入してください。（申告もれを含む）
減少資産のみ	○	×	○	申告書「18備考」欄の「1. 資産増減あり」 に○印を付け、種類別明細書は減少資産の み記入してください。（一部減少を含む）
増加資産と減少資 産の両方	○	○	○	申告書「18備考」欄の「1. 資産増減あり」 に○印を付け、種類別明細書は増加資産と 減少資産の両方に記入してください。

(3) 企業の電算処理により申告される方

電算処理で申告する方は毎年度、全資産の申告形式が必要です。

提出書類等	概要
①償却資産申告書	1. 資産件数を備考欄に記入してください。また、増減がない場合はその旨を備考欄に記入してください。 2. 評価額（ホ）の欄を必ず記入してください。
②種類別明細書 (増加資産・全資産用)	1. 次の項目は必ず記載してください。 ・資産の種類 ・資産の名称 ・数量 ・取得年月日 ・取得価額 ・減価残存率 ・耐用年数 ・評価額 ・特例率 ・増加事由 2. 評価額は、8・9ページを参照のうえ算出してください。 3. 減少資産のリストを種類別明細書に添付してください。 4. 増減事由を必ず摘要欄等に記入してください。

(4) 廃業、解散、営業譲渡、移転などをした方

提出書類等	概要
①償却資産申告書	1. 申告書「18備考」欄に異動の内容がわかるように記載してください。 【例】○年○月○日 (株)○○○に事業引継ぎ ○年○月○日 事業所閉鎖

(5) その他の添付書類が必要な方

- ① 国税局長に短縮耐用年数の承認を受けた場合は、「耐用年数の短縮承認申請の承認通知書」の写しを添付してください。（法人税法施行令第57条第1項、所得税法施行令第130条第1項）
- ② 税務署長に増加償却の届出を行った場合は、「増加償却の届出書」の写しを添付してください。（法人税法施行令第60条、所得税法施行令第133条）

3. 提出期限

令和6年1月31日（水）です。

◎期限間近になると窓口が混雑します。早めの提出または郵送による提出にご協力をお願いします。

4. 提出先

〒807-8501

福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号

水巻町役場 税務課 固定資産税係

TEL (093) 201-4321 (内線) 114・115

II 償却資産とは

1. 償却資産とは

会社や個人の方が事業を営むために所有している土地及び家屋以外の有形の資産をいいます。

●申告の対象となる償却資産の例

資産の種類		主な内容						
1種	構築物 (建物附属設備を含む)	門、塀、緑化施設、広告塔、舗装路面(駐車場の舗装も含む)、その他土地に定着する土木設備や工作物など						
		建物附属設備 (詳しくは5ページ表参照) 1. 建物の所有者が取り付けした受変電設備、特定生産又は業務用の設備など 2. テナントの方が家屋に施工した内装、造作、建築設備						
2種	機械及び装置	クリーニング設備、土木建設機械、運搬設備、加工・製造などに使用する設備、太陽光発電装置、自家発電装置、その他各種産業用機械および装置など						
3種	船舶	漁船、客船、貨物船、モーターボートなど						
4種	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど						
5種	車両及び運搬具	フォークリフト、ショベルローダーなどの分類番号が「0」または「9」で始まる大型特殊自動車、台車など(自動車税、軽自動車税が課税されるものは該当しません) 【例】北九州 <u>00</u> わ12-34 北九州 <u>900</u> く98-76 など						
		<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>下記のすべてに該当する場合はフォークリフト等であっても小型特殊自動車となり、軽自動車税の対象となります。償却資産の申告は不要です(カタログ等でご確認ください)。なお、公道を走らない場合でも登録は必要です。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>長さ</td> <td>4.70m以下</td> </tr> <tr> <td>幅</td> <td>1.70m以下</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>2.80m以下</td> </tr> <tr> <td>最高速度</td> <td>15km/h以下</td> </tr> </table> </div>	長さ	4.70m以下	幅	1.70m以下	高さ	2.80m以下
長さ	4.70m以下							
幅	1.70m以下							
高さ	2.80m以下							
最高速度	15km/h以下							
6種	工具・器具及び備品	測定工具、検査工具、取り付け工具、計算機、レジスター、ステレオ、ロッカー、金庫、陳列ケース、厨房用品、テレビ、ルームエアコン、パソコン、ネオンサイン、理容・美容機器、医療機器、冷蔵庫、美術品など						

2. 特に注意をしなければならない資産

1月1日現在、償却資産で、次のような資産は申告もれとなりやすいので注意してください。

- ① 決算期以後、固定資産勘定に計上されていない資産
- ② 償却済資産(帳簿上残存価格のみが計上されている資産)
- ③ 簿外資産(会社の帳簿に記録されていない資産)

- ④ 建設仮勘定で経理されている資産
- ⑤ 遊休・未稼働の資産
- ⑥ 減価償却を行っていない場合でも、本来、減価償却が可能な資産
- ⑦ 従業員の福利厚生のための設備、備品などの資産
- ⑧ 他の事業所に貸し付けている資産(リース資産)
- ⑨ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
- ⑩ 資産の価値を増加させるためにした修理、改良などの費用
- ⑪ 店舗などを借り受けて事業をしている場合、内装や電気・ガス・その他の設備を施工したときは、その資産
- ⑫ 取得価額が30万円未満の資産で、租税特別措置法の適用により即時償却した資産

3. 建物附属設備・特定附帯設備の取扱いについて

(1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

ア 建物附属設備の家屋と償却資産の区分

自己所有の家屋に取り付けた建物附属設備は、家屋と償却資産に区別して課税されます。

償却資産とするもの・・・単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、または独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火設備、空調設備など(ただし、特定附帯設備を除く【下記(2)参照】)

イ 特定の生産または業務用の設備の取扱い

次のような資産は、家屋としてではなく償却資産として固定資産税が課税されます。

①特定の生産用の設備の一例

- ・ 工場における機械の動力源としてのボイラー、動力配線、受変電設備、発電・蓄電設備
- ・ 紡績業、精密機械工業、フィルム製造業等における製造工場内の空調設備および集塵設備

②特定の業務用の設備の一例

- ・ 工場等の生産ライン用リフトおよびベルトコンベアー設備
- ・ ホテル、旅館、飲食店、病院等において顧客の求めに応じて飲食物を調理するための厨房設備または衣類の洗濯をする洗濯設備等のサービス設備

(2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建設設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどで事業をしている方(テナントの方)が取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備や外壁、内壁、天井、床などの仕上げおよび建具、配線、配管等のことを特定附帯設備といいます。これらの設備は、原則、テナントの方に償却資産として課税されます。

【家屋と償却資産の区分の一例】

※下記区分で家屋評価であっても次の場合は償却資産となります。

- ア. 特定の生産または業務用の設備
- イ. 賃借人等が取り付けた設備（特定附帯設備）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	区分		
			家屋評価	償却資産	
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○		
電気設備	受変電設備	設備一式		◎	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎	
	中央監視設備	設備一式		◎	
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式			◎
		屋内設備一式		○	
	電力引込設備	引込工事		◎	
	電話設備	電話機、交換機等の機器			◎
		配管・配線、端子盤等		○	
	L A N設備	設備一式		◎	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器			◎
		配管・配線等		○	
	インターホン設備	集合玄関機等			◎
		上記以外の設備		○	
	監視カメラ（I T V）設備	受像機（テレビ）、カメラ			◎
配管・配線等			○		
避雷設備	設備一式		○		
火災報知設備	設備一式		○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事		◎	
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）			◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）中央式給湯設備		○	
	ガス設備	屋外設備、引込工事			◎
		屋内の配管等		○	
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）		○	
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等			◎	
	消火栓設備、スプリンクラー設備等		○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）		◎	
		上記以外の設備		○	
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベアー		◎	
		エスカレーター、ダムウェーター等		○	
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備			◎
		上記以外の設備		○	
その他設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、P O Sシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			◎	
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎	

4. 借用資産（リース資産）の申告について

償却資産は、自己使用のほか、他に貸し付けているものも含まれます。所有権移転外ファイナンス・リース取引は、所有権留保付割賦販売のような場合でない限り、原則として所有者が申告します。

ただし、平成20年4月1日以降に締結した取得価額20万円未満で売買扱いとするファイナンス・リース（法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項）資産は申告対象外です。

5. 少額資産について

30万円未満の少額の減価償却資産（少額資産）は、税務会計（法人税・所得税）の処理（償却方法）に応じて、取扱いが異なります。取扱いについては次の表のとおりです。

償却方法	取得価額		
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満
個別減価償却	申告対象 (個人の10万円未満の資産は必要経費となるため申告対象外)		
損金算入(※1)(※2) 【法人税申告書別表一六(七)】	×(申告対象外)	申告対象	
3年一括償却(※3) 【法人税申告書別表一六(八)】	×(申告対象外)	×(申告対象外)	

※1 法人税法施行令第133条または所得税法施行令第138条

※2 租税特別措置法第28条の2、第67条の5

※3 法人税法施行令第133条の2第1項または所得税法施行令第139条第1項

6. 法人税・所得税との比較

項目	固定資産税の取扱い（償却資産）	国税の取扱い（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法（法人税法等の旧定率法の償却率と同じ）	定額法、定率法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳制度	認められません。（※1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。（租税特別措置法）
増加償却	認められます。	認められます。（法人税・所得税法）
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格（1円）まで
改良費（資本的支出）	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則区分評価

※1 圧縮記帳の制度は認められていません。国庫補助金等で取得した資産で取得金額の圧縮を行ったものは、圧縮前の取得価額で申告してください。

7. 課税標準の特例と非課税資産

地方税法に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されるものや、非課税となるものがあります。

該当する資産を取得された場合は、申請書の提出が必要となりますので税務課固定資産税係に請求してください。

8. 美術品等（書画骨とう）について

美術品等（書、絵画、彫刻等の美術品、および工芸品など）について、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて下記のとおり減価償却資産として取り扱われます。

なお、平成 27 年 1 月 1 日以降に取得した美術品等について適応し、同日前に取得した美術品等については従前のとおりです。詳しくは固定資産税係までお問い合わせください。

1点当たりの取得価額が 100 万円未満	申告対象
1点当たりの取得価額が 100 万円以上	×（申告対象外）

※時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものとは

古美術品、古文書、出土品、遺物等のように歴史的価値または希少価値を有し、代替性のないもの。

III 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1. 評価額の計算方法

固定資産評価基準によって、取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少（減価）を考慮して評価します。

区 分	評 価 額
前年中に取得された資産	取得価額× $\frac{(1 - \text{減価率} \times 1 / 2)}{1}$ 注：下線部は次ページの表の（A）と同じ
前年前に取得された資産	前年度評価額× $\frac{(1 - \text{減価率})}{1}$ …(C) 注：下線部は次ページの表の（B）と同じ

- 「減価率×1/2」は小数点以下第3位まで
- (C)により求めた額が、(取得価額×5/100)よりも小さい場合は、(取得価額×5/100)により求めた額を価格とします。

2. 税額の計算方法

評価額が決定価格と課税標準額になり、これに税率（1.4%）を乗じたものが税額です。

ただし、課税標準の特例が適用される場合は、課税標準の特例により軽減される額を差し引いた額が課税標準額となります。

$$\begin{array}{l} \text{税額} \\ (100\text{円未満切捨て}) \end{array} = \begin{array}{l} \text{課税標準額} \\ (1000\text{円未満切捨て}) \end{array} \times \text{税率} (1.4/100)$$

3. 免税点

課税標準額の合計額が150万円未満の場合は、課税されません。

なお、免税点未満であっても申告書の提出は必要です。資産の多少にかかわらず申告してください。

4. 定率法による減価率と減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
		1-減価率/2	1-減価率			1-減価率/2	1-減価率
2	0.684	0.658	0.316	31	0.072	0.964	0.928
3	0.536	0.732	0.464	32	0.069	0.965	0.931
4	0.438	0.781	0.562	33	0.067	0.966	0.933
5	0.369	0.815	0.631	34	0.066	0.967	0.934
6	0.319	0.840	0.681	35	0.064	0.968	0.936
7	0.280	0.860	0.720	36	0.062	0.969	0.938
8	0.250	0.875	0.750	37	0.060	0.970	0.940
9	0.226	0.887	0.774	38	0.059	0.970	0.941
10	0.206	0.897	0.794	39	0.057	0.971	0.943
11	0.189	0.905	0.811	40	0.056	0.972	0.944
12	0.175	0.912	0.825	41	0.055	0.972	0.945
13	0.162	0.919	0.838	42	0.053	0.973	0.947
14	0.152	0.924	0.848	43	0.052	0.974	0.948
15	0.142	0.929	0.858	44	0.051	0.974	0.949
16	0.134	0.933	0.866	45	0.050	0.975	0.950
17	0.127	0.936	0.873	46	0.050	0.975	0.950
18	0.120	0.940	0.880	47	0.048	0.976	0.952
19	0.114	0.943	0.886	48	0.048	0.976	0.952
20	0.109	0.945	0.891	49	0.045	0.977	0.955
21	0.104	0.948	0.896	50	0.045	0.977	0.955
22	0.099	0.950	0.901	55	0.041	0.979	0.959
23	0.095	0.952	0.905	60	0.038	0.981	0.962
24	0.092	0.954	0.908	65	0.035	0.982	0.965
25	0.088	0.956	0.912	70	0.032	0.984	0.968
26	0.085	0.957	0.915	75	0.030	0.985	0.970
27	0.082	0.959	0.918	80	0.028	0.986	0.972
28	0.079	0.960	0.921	85	0.026	0.987	0.974
29	0.076	0.962	0.924	90	0.026	0.987	0.974
30	0.074	0.963	0.926	100	0.024	0.988	0.976

【お願い】

1. 実地調査のお願い

申告書受理後、地方税法第408条に基づいて実地調査を行う場合があります。その際にご協力をお願いします。また実地調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は現年度だけではなく、過年度に遡及する場合がありますので予めご承知おきください。

2. 転出・廃業等に際してのお願い

転出・廃業等により、申告すべき資産が水巻町内に無くなった場合には、お手数ですが水巻町役場税務課固定資産税係まで、電話等で連絡くださいますようお願いいたします。

IV 申告書類の作成方法

1. 業種別の主な償却資産

主な償却資産を例示すると、以下の表のようになります。表に記載されている以外にも償却資産の対象となる資産があります。また、同じ償却資産の対象でも、業種によって耐用年数が異なる資産がありますので注意してください。

共通項目	
パソコン（４）、ルームエアコン（６）、レジスター（５）、看板（１０）、応接セット（８）、駐車場等の舗装路面（１０または１５）、受変電設備（１５）など	
業種の事例	償却資産の事例
事務系	事務机（１５）、椅子（１５）、ロッカー（１５）、キャビネット（１５）、金庫（２０）、コピー機（５）、LAN配線（１０）
喫茶・飲食店	食卓（５）、椅子（５）、厨房用品（５）、カラオケ（５）、冷蔵庫（６）
理・美容業	理・美容椅子（５）、消毒殺菌器（５）、タオル蒸器（５）、パーマ器（５）、サインポール（３）、湯沸し器（６）
クリーニング業	洗濯機・脱水機・ドライ機・プレス機（１３）、給排水設備（１５）
小売店	冷蔵ストッカー（４）、陳列ケース（６または８）、冷蔵庫（６）、自動販売機（５）
食肉鮮魚販売業	冷凍機（９）、肉切断機・ひき肉器（９）、冷蔵庫（６）、陳列ケース（６または８）、電子秤（５）
自動車修理業	旋盤（１５）、プレス（１５）、圧縮機（１５）、測定・検査工具（５）
金属加工業	旋盤（１０）、ボール盤（１０）、フライス盤（１０）、プレス（１０）、測定・検査工具（５）、圧縮機（１０）
医業	レントゲン機器（６）、調剤機器（６）、ファイバースコープ（６）、消毒殺菌用機器（４）、手術機器（５）、歯科診療ユニット（７）
アパート経営	金属造の塀（１０）、コンクリート造の塀（１５）、バルク設備、屋外の上下水道設備、屋外の外灯、ごみ置き場、駐輪場、外構工事
農業	動力噴霧器、精米機、乾燥機、ビニールハウス
建設業	大型特殊自動車、その他建設工業設備

（ ）内の数字は、その業種における償却資産の耐用年数です。

2. 償却資産申告書の記入例

1 から 15 の内容を記入してください

令和 6 年 1 月 10 日		令和 6 年度	
受付印		1 水巻町長 殿	
1 住所		2 おんがくん みずまきまち こうすえきた 遠賀郡水巻町頃北1丁目△番△号	
3 氏名		3 みずまきせいどうぼん 水巻製造パン 株式会社 代表取締役 水巻 太郎	
4 個人番号又は法人番号		4	
5 事業種目		5 パン製造小売業	
6 事業開始年月		6 平成3年5月	
7 この申告に回答する者の係及び氏名		7 総務課 遠賀 花子 093-201-◇◇◇◇	
8 税理士等の氏名		8 税理士 福岡 一郎 093-202-◇◇◇◇	
9 短縮耐用年数の承認		9 有・無	
10 増加償却の届出		10 有・無	
11 課税標準の特例		11 有・無	
12 特別償却又は圧縮記帳		12 有・無	
13 税務会計上の償却方法		13 定率法・定額法	
14 青色申告		14 有・無	
15 町内における事業所等資産の所在地		15 ① 頃北1丁目△番△号 ② 吉田西3丁目△番△号 ③	
16 借用資産		16 貸主の名称等 〇〇リース(株) 東京都千代田区〇〇△番△号 TEL 03-0000-0000	
17 事業所用家屋の所有区分		17 自己所有・借家	
18 備考(添付書類等)		14 該当する項目に○を付けてください。 1. 資産増減あり 2. 資産増減なし 3. 該当資産なし 4. 廃業・解散・休業等(令和 年 月 日) 5. その他	
資産の種類		評 価 額 (ホ)	
1 構築物		15 2445000	
2 機械及び装置		1100000	
3 船舶		2555000	
4 航空機		801000	
5 車両及び運搬具		715000	
6 工具、器具及び備品		385000	
7 合計		3160000	
資産の種類		決 定 価 格 (ハ)	
1 構築物		2555000	
2 機械及び装置		801000	
3 船舶		1131000	
4 航空機		3356000	
5 車両及び運搬具		5031000	
6 工具、器具及び備品			
7 合計			
資産の種類		課 税 標 準 額 (ト)	
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
※P.14参照

該当する方を○で囲んでください。「有」の場合は、リース会社の名称を記入してください。

その他、以下のような場合も「5.その他」の欄に記入してください。
①事業引き継ぎにより資産が異動した場合
例) R5.10.31 (前所有者)より相続
例) R5.12. 1 (株〇〇)より事業引継
②町内に事業所がない場合
「水巻町内に事業所なし。登記簿上の所在地は水巻町だが〇〇市で営業中」等と記入。

3. 種類別明細書（全資産・増加資産用）の記入例

令和 6 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		用紙の枚数						
※ 所有者コード ※		増加した資産の数量を記載してください。										水巻製造パン株式会社		1 枚のうち 1 枚目						
記載する必要はありません。																				
行番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)				耐用年数	減価残存率 (ロ)	価額 (ハ)				課税標準額	増加事由	摘要	
				年	年	月	十億	百万	千	円			十億	百万	千	円				十億
01	1	工場用 フェンス	1	5	5	1	2	555	000	000	10	0						1	2	
02	6	コピ-機	1	5	5	5		156	000		5							1	2	
03	6	パソコン	1	5	5	10		245	000		4							1	2	
04	6	エアコン	2	5	5	7		400	000		6							1	2	
05																		1	2	
06																		1	2	
07																		1	2	
08																		1	2	
09																		1	2	
10																		1	2	
11																		1	2	
12																		1	2	
13																		1	2	
14																		1	2	
15																		1	2	
16																		1	2	
17																		1	2	
18																		1	2	
19																		1	2	
20																		1	2	
小計			5					3	356	000								1	2	

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受け入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

4. 種類別明細書（減少資産用）の記入例

※はじめて申告される方は、記載の必要はありません。

用紙の枚数（何枚のうちの何枚目か）を記載してください。

令和 6 年度

種類別明細書（減少資産用）

※ 所有者コード ※		所有者名										1枚のうち						
記載する必要はありません。		水巻製造パン 株式会社										1枚目						
行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分				摘要		
				年号	年	月	十億	百万	千			円	1 売却	2 滅失	3 移動		4 その他	1 全部
01	1	看板	1	4	3	5	1	100	000	10	3	1	2	3	4	1	2	〇〇製菓へ
02	6	レジスター	1	4	5	6	185	000	5	5	1	2	3	4	1	2	△△市工場へ	
03	6	パソコン	1	4	4	3	200	000	4	15	1	2	3	4	1	2	当初5個のうち1個減少	
04												1	2	3	4	1	2	
05												1	2	3	4	1	2	
06												1	2	3	4	1	2	
07												1	2	3	4	1	2	
08												1	2	3	4	1	2	
09												1	2	3	4	1	2	
10												1	2	3	4	1	2	
11												1	2	3	4	1	2	
12												1	2	3	4	1	2	
13												1	2	3	4	1	2	
14												1	2	3	4	1	2	
15												1	2	3	4	1	2	
16												1	2	3	4	1	2	
17												1	2	3	4	1	2	
18												1	2	3	4	1	2	
19												1	2	3	4	1	2	
20												1	2	3	4	1	2	
			小計	3			1	485	000									

所有者名は1枚ごとに記載してください。

減少した資産の数量を記載してください。

「申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている該当資産の種類・資産コード・資産の名称等を記載してください。

「申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている該当資産の取得年月を記載してください。
 なお、年号については、3.昭和、4.平成、5.令和とし、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。

当該資産の耐用年数を記載してください。

当該資産について最初に申告した年度を記載してください。不明な場合は、記載しないで結構です。

「申告参考資料（種類別明細書）」に印字されている該当資産の取得価額を右詰めで記載してください。
 なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

該当するものを○で囲み必要な事項を記載してください。

「摘要」の記載について
 ①当該資産が減少した事由について、
 1.売却の場合、その売却先の名称等
 2.滅失の場合、その滅失の理由等
 3.移動の場合、その受け入れ先の所在地等
 4.その他の場合、その具体的理由
 ②減少の区分が「2一部」の場合は、
 例：当初取得価額100万円（数量5）のうち40万円（数量2）分減少
 ③その他、当該資産が減少したことについて必要な事項を記載してください。

合計を記載してください。

償却資産（固定資産税）申告の際に

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記入をお願いします

申告の手引き（P.11 償却資産申告書の記入例）をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を所定の記入欄に右詰めで記入してください。

また、窓口または郵送で提出する場合に下記の①～③の場合で確認資料のコピーをそれぞれ1部ずつ添付してください。

①本人が申告書を提出する場合

番号確認資料 (以下のいずれか1つ)	身元確認資料 (以下のいずれか1つ)
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの） など 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（表面） 運転免許証 保険証 など

※個人番号カードは、1枚で両方の確認資料となります。



(裏面)



(表面)

②代理人が申告書を提出する場合

本人の番号確認資料 (以下のいずれか1つ)	代理人の身元確認資料 (以下のいずれか1つ)	代理権確認資料 (以下のいずれか1つ)
<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（裏面） 通知カード 住民票（個人番号が記載されたもの） など 	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード（表面） 運転免許証 保険証 など 	<ul style="list-style-type: none"> 税務代理権限証書 委任状 など <p>※コピー不可</p>

③法人（店舗・会社）が申告書を提出する場合

13桁の法人番号を所定の記入欄に右詰めで記入してください。確認資料の添付は不要です。

※電子申告(eLTAX)の場合は、本人確認資料の添付は不要です。

太陽光発電設備を設置された方へ

家屋の屋根や更地、賃貸アパート等の事業用建物に設置された太陽光発電設備は、全量売電、余剰売電を問わず償却資産（固定資産税）の申告対象となります。

《課税標準の特例について》

従来、固定価格買取制度の対象として、経済産業大臣の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備が特例の対象となっていました。平成 28 年 4 月 1 日以降取得分からは、当該認定を受けた太陽光発電設備は特例の対象外となります。これに代わり、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備が、特例の対象となります。

※取得時期により発電の出力量で適用される特例割合が異なります。

取得時期	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日～ 平成 30 年 3 月 31 日
適用条文	太陽光発電に関する課税標準の特例について (地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号イ・第 15 条第 25 項第 2 号イ)	
対象資産	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した自家消費型太陽光発電設備	
固定価格買取制度の認定	認定を受けた者は特例不可	
再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助	補助を受けていることが特例認定に必要	
適用期間	新たに固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分	
特例割合	○出力 1,000kw 未満： 課税標準となるべき価格の 2/3 ○出力 1,000kw 以上： 課税標準となるべき価格の 3/4	課税標準となるべき価格の 2/3

※平成 29 年度より本特例の適用を受ける場合には、特例適用申請書及び「一般社団法人 環境共創イニシアチブ」が発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」を認定資料としてご提出いただく必要があります。